

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリー化、子育て対応又は省エネ化リフォーム工事を行う者に対し、その費用の一部を補助する新潟市健幸すまいリフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存する専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分（過去に人の使用に供されたことのないものを除く。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一戸建て住宅（店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある建築物（以下「併用住宅」という。）を含む。）

イ 共同住宅、長屋その他集合住宅の住戸内部分（店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある住戸（以下「併用住戸」という。）を含む。）

(2) 子育て世帯 2006（平成18）年4月2日以降に出生した子ども（以下「子ども」という。）又は妊娠している者を有する世帯

(3) 高齢者世帯 65歳以上の者を有する世帯

(4) 子ども部屋 補助対象工事後の住宅における、壁、建具等で区画された室又は室の一部で、当該住宅に居住する子どもが主として使用するためのものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自ら居住又は居住を予定している住宅（一戸建て住宅にあつてはその存する敷地環境を含む。以下この号において同じ。）で行う次の各号に該当する工事（以下「対象工事」という。）とする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること。

(2) 使用する機器又は材料は未使用品とし、それらを住宅又は敷地に固定する工事であること。

(3) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に発注する工事であること。

(4) 一の工事に係る材料と施工を同一の事業者が発注する工事であること。

(5) 居住の用に供する部分で行う工事であること。

(6) 次のいずれかに該当するリフォーム工事であること。ただし、別表第1に定めるものに限る。

ア バリアフリー化工事

日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、住宅におけるバリア（日常生活における移動又は動作の支障となる物理的な障害をいう。）を改善又は解消するために行う工事

イ 子育て対応工事

子育て世帯が、子育て環境の向上や改善、子どもの事故防止、子どもの見守り又は家事負担の軽減のために行う工事

ウ 省エネ化工事

住宅の省エネルギー化のために行う工事

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 第10条に規定する実績報告の提出時点において、子育て世帯又は高齢者世帯に属することが確認できる者であること。
- (2) 対象工事を行う住宅に居住している又は第10条に規定する実績報告書の提出までに居住する予定の者であること。
- (3) 対象工事を発注し、行う個人であること。
- (4) 過去に本補助金又は新潟市空き家活用推進事業補助金（新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に定める対象リフォーム工事を行う場合に限る。）の交付を受けていない者であること。
- (5) 市税を完納している者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げる各工事に対する補助金の額の合計とし、次の各号を満たすものとする。ただし、同一の箇所に複数の工事を行うとして補助金の額を合計することはできないものとする。

- (1) 1万円以上であること。
- (2) 10万円を超えるときは10万円以内の額とすること。
- (3) 対象工事に係る工事費総額（以下「補助対象経費」という。）以下であること。ただし、補助対象経費は、次のアからケに掲げるものに係る経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

ア 土地の購入及び工事中の仮住居に係るもの

イ 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）及び照明器具、

並びに対象工事となるものを除く電化製品及び暖房器具等の備品に係るもの

ウ 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）

エ 併用住宅又は併用住戸にあつては、居住の用に供する部分以外の部分に係るもの

オ 外構（対象工事となるものを除く。）、植栽及び居住の用に供さない別棟の建築物に係るもの

カ 下水道接続及び浄化槽設置に係るもの

キ 市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの

ク その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

2 補助金の交付は、原則、一の住宅につき1回を限度とする。

3 併用住宅又は併用住戸において、居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに併せて行うリフォーム工事に係る補助金の額を算定する場合は、別表第1に定める額に1/2を掛けた額とする。この場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請者の責務）

第5条 申請者は、誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならない。

2 対象工事を行う住宅の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けること。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（事務手続の代行）

第7条 申請者は、補助金の申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該交付決定を受けた年度の3月15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、実績報告書（別記様式第3号）及び代金受領確認書兼補助事業内容証明書（別記様式第3号の2）に別表第3に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ず代金受領確認書兼補助事業内容証明書を提出できない場合は、施工業者による代金受領及び補助事業の内容が確認できる書類に代えることができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告内容の審査及び

必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第14条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数

を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

(協力)

第16条 市長は、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。なお、補助事業者はアンケート、調査その他に協力するよう努めなければならない。

(書類提出の方法)

第17条 市長は、第6条及び第10条に規定する申請及び実績報告の方法を別に定めることができる。なお、書面によらない提出方法の場合は、第6条及び第10条に規定する様式に準じた様式に代えるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

対象工事	内容	補助金の額
バリアフリー化工事		
手すりの設置	手すりを設置する工事であること。	5,000 円/戸
段差の解消 スロープの設置	障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること。 ただし、子育て対応工事に該当する工事を除く。	5,000 円/戸
転倒事故防止 工事	転倒事故を防止するために行う、下記の各号のいずれかに当てはまる工事であること。 ただし、子育て対応工事に該当する工事を除く。 ア 床材を滑りにくい材料に改修する工事 イ 床をクッション性のある材料に改修する工事 ウ 人感センサー付きの玄関照明を設置する工事 エ 足元灯を設置する工事	5,000 円/戸
通路・開口部 の拡幅工事 建具改修	通路幅を拡幅するために行う、通路、開口部又は建具を改修する工事であること。 ただし、子育て対応工事に該当する工事を除く。	5,000 円/戸
エレベーター の設置	エレベーター又は階段昇降機を新たに設置又は改修する工事であること。	50,000 円/戸
浴室又は脱衣 室の暖房機器 設置工事	浴室又は脱衣室に、暖房機器を設置する工事であること。	5,000 円/戸
浴室全体改修	既存の浴室全体を、下記の各号のいずれか又は両方を満たすものに改修する工事であること。 ただし、他のバリアフリー化工事及び省エネ化リフォーム工事と浴室内で重複して行うものを除く。 （1） 以下のいずれかのバリアフリー化工事を含むものであること。 ア 手すりの設置 イ 段差の解消又はスロープの設置 ウ 滑りにくい床材又はクッション性のある床材への改修 エ 浴槽またぎ高さの改善 オ 浴室暖房機の設置	（1）及び （2）を満たす場合 74,000 円/戸 （1）又は （2）のいずれかを満たす場合 50,000 円/戸

	<p>(2) 下記のいずれかの省エネ化工事を含むものであること。</p> <p>ア 開口部の断熱改修</p> <p>イ 外気に面する全ての壁、床、屋根又は天井の断熱改修</p> <p>ウ 高断熱浴槽の設置</p> <p>エ 節湯水栓の設置</p>	
洋便器化	既存の和式便器を洋式便器に改修する工事であること。	20,000 円/戸
子育て対応工事		
子ども部屋の増築	子ども部屋を新設または拡張するために行う増築工事であること。	100,000 円/戸
子ども部屋の改修	子ども部屋において行う、居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための住宅リフォームであること。ただし、省エネ化工事に該当する工事を除く。	50,000 円/戸
子どもの事故防止工事	<p>住宅における、当該住宅に居住する子どもが使用する部分で、子どもが当事者となる事故の防止又は被害の軽減をすることが主たる目的の下記の各号のいずれかに当てはまる工事であること。</p> <p>ただし、バリアフリー化工事に該当する工事又は経年や使用に伴う破損又は劣化により事故の原因となりうる部分を対象とした工事を除く。</p>	
	<p>(1) 衝突事故防止工事</p> <p>ア 急激な開閉による衝突を防止するためのドアストッパー又はドアクローザーの設置</p> <p>イ 造付家具の出隅面取り</p>	5,000 円/戸
	<p>(2) 落下防止工事</p> <p>ア 落下防止柵又は壁の設置</p>	5,000 円/戸

	<p>(3) 指はさみ防止工事</p> <p>ア 指はさみ防止措置がとられた建具の設置</p> <p>イ 建具の引き残しをとるための指はさみ防止ストッパーの設置</p> <p>ウ 吊元側の隙間を埋めるためのカバーの設置</p>	5,000 円/戸
	<p>(4) 進入・閉込防止工事</p> <p>ア 浴室への進入を防止するための鍵の設置</p> <p>イ 閉じ込め防止のため非常時に外側から開錠できる鍵の設置</p> <p>ウ 危険な個所への進入を防止するためのチャイルドフェンスの設置</p>	5,000 円/戸
	<p>(5) 感電・火傷防止工事</p> <p>ア シャッター付きコンセントの設置</p> <p>イ 火傷防止カバー付き水栓の設置</p> <p>ウ サーモスタット式水栓の設置</p> <p>エ チャイルドロックや立ち消え防止等の安全機能が付いた電磁調理器やガス調理器の設置</p>	5,000 円/戸
子どもを見守りやすい間取りへの変更工事	住宅における、子どもの様子を把握しやすい間取りとするために行う、次のいずれかに該当する工事であること。	
	(1) 対面形式キッチンへの変更	90,000 円/戸
	(2) 子どもを見守れる間取りへの改修工事	50,000 円/戸
家事負担の軽減に係る改修工事	住宅における、家事負担の軽減に資する次のいずれかに該当する設備を設置する工事であること。 ただし、工事で設置する固定のものに限る。	
	(1) ビルトイン食器洗機	21,000 円/戸
	(2) ビルトイン自動調理対応コンロ	14,000 円/戸
	(3) 掃除しやすいレンジフード	13,000 円/戸
	(4) 宅配ボックス	11,000 円/戸
省エネ化リフォーム工事		

開口部の断熱改修工事	外気に面した開口部において、改修後の熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。	
	(1) 内窓設置 (既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。)	
	窓の外寸寸法が概ね 2.8m^2 以上の掃出し窓等	12,000 円/か所
	窓の外寸寸法が概ね 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満の腰窓等	10,000 円/か所
	窓の外寸寸法が概ね 1.6m^2 未満の小窓等	8,000 円/か所
	(2) 外窓交換 (既存の窓等を取り除き、新たに窓等を設置するものをいう。)	
	窓の外寸寸法が概ね 2.8m^2 以上の掃出し窓等	12,000 円/か所
	窓の外寸寸法が概ね 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満の腰窓等	10,000 円/か所
	窓の外寸寸法が概ね 1.6m^2 未満の小窓等	8,000 円/か所
	(3) ガラス交換 (既存の窓等に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するものをいう。)	
	掃き出し窓等のガラスの寸法が概ね 1.4m^2 以上のもの	5,000 円/枚
	腰窓等のガラスの寸法が概ね 0.8m^2 以上 1.4m^2 未満のもの	4,000 円/枚
	小窓等のガラスの寸法が概ね 0.8m^2 未満のもの	1,000 円/枚
	(4) ドア交換 (既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。)	
	ドアの外枠寸法が開き戸で概ね 1.8m^2 以上、引き戸で概ね 3.0m^2 以上の玄関戸等	18,000 円/か所
	ドアの外枠寸法が開き戸で概ね上記未満の勝手口ドア等	16,000 円/か所
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事	外気に面する外壁、屋根、天井又は床のいずれかの部位に、熱伝導率が $0.052\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事であること。 このうち、外気に面する面全体の断熱工事を全体断熱、一の居室の外気に面する面全体の断熱工事を部分断熱という。	
	(1) 外壁	

	全体断熱	56,000 円/戸
	部分断熱	28,000 円/戸
	(2) 屋根又は天井	
	全体断熱	20,000 円/戸
	部分断熱	10,000 円/戸
	(3) 床	
	全体断熱	36,000 円/戸
	部分断熱	18,000 円/戸
高効率給湯器の設置	ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器を設置する工事であること。	15,000 円/台

別表第2（第6条関係）

(1)	対象工事を行う住宅の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
(2)	その他、市長が必要と認める書類

別表第3（第10条関係）

(1)	対象工事が行われた箇所の工事前の状況が確認できる写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
(2)	対象工事が行われた箇所の工事後の状況が確認できる写真
(3)	併用住宅又は併用住戸の場合、居住の用に供する部分を改修したことが確認できる書類
(4)	申請者に新潟市税の滞納がないことが確認できる納税証明書（申請した会計年度に発行されたもので、納税義務者の住所欄に対象工事を行う住宅の所在地の記載があるものに限る。）
(5)	子育て世帯又は高齢者世帯であることが確認できる書類
(6)	交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合、当該変更の内容が確認できる書類
(7)	その他、市長が必要と認める書類